（郵便法第二條ニ依リ第三種郵便物ノ認可）　第千百八拾五號　（日曜日休刊）　（定價三錢）

時事新報

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便稅一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲ル各地ニ於テハ該地官廳所ヨリ郵送無料ニテ配達ス（但本紙ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
東京　横濱　横須賀　横浜　戸塚　藤沢　茅ヶ崎　小田原　大坂　京都　大津　神戸　尾ノ道　鳴山　笠岡　岡山　廣島　和歌山　鳥取　高知　下ノ關　名古屋　敦賀　阿波　淡路　四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ巻　函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加　越ヶ谷　浦和　杉戸　幸手　久喜　鶴宿　千葉　登戸　寒川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋　其他郵便局ノ所在地ニ於テハ同シク郵送料不用ノ事ニ候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一箇限	二日以上	七日以上	十六日以上	自一行至十行	自十一行至廿行
		六日迄	十五日迄	十日迄	上川日迄	一日以上
五十錢	四十錢	三十五錢	三十錢	二十五錢	二十錢	十五錢
一行以上	一行至十行	一行至十五行	一行至十八行	一行至十九行	一行至廿行	一行以上
七錢	六錢	五錢	四錢	三錢	二錢	一錢
八錢	七錢	六錢	五錢	四錢	三錢	二錢
九錢	八錢	七錢	六錢	五錢	四錢	三錢
十錢	九錢	八錢	七錢	六錢	五錢	四錢
十一錢	十錢	九錢	八錢	七錢	六錢	五錢
十二錢	十一錢	十錢	九錢	八錢	七錢	六錢

明治十九年一月廿九日　金曜日
舊乙酉十二月廿四日　（己丑）
日出午前七時四分　入午後五時二十三分
月出午前二時零一分　入午後零時四十八分
潮汐午前零時三十二分　午後零時三十二分
（西暦一千八百八十六年）

時事報報

北海道廳

明治二年七月ヨリ開拓使ヲ置いて北海道一圓拓地殖民の事務を管せしめしが明治十五年に至り既ヨ拓地殖民れ漸も大ゐ其成果を呈ス全道を挙げて最早内地同様尋常郡縣治の下に置くも差支なきの趨勢に出でたるものにてもあるか同年二月開拓使ヲ廢して函館札幌根室の三縣ヲ置き全道を三分して三縣に屬し退て別に北海道事業管理局ある者を農商務省中に設けて從來開拓使にて管理し居たる諸農業試驗場、麥酒製造所、炭坑鉄道、及び農學校等の諸事務ヲ司らしむるまとゝしより最初開拓使の費用は年々百五十萬圓（十四年度決算百三十五萬八千圓）のものにして廣使官縣後の費用は函館札幌根室の三縣費幷ゐ北海道事業管理局費等を合計すれば年々矢張り百三十萬圓内外なりし開拓使の有無に由りて北海道の費用ヨ増減あかりしと雖ども其事業上の成跡にも恐らくは加減進退の都（北海道）なかりし事ならん歟ゐる所明治十五年二月ヨでは北海全道の事務を一人の管理の下に置き二月以後は之を數人の管理の下に置きたりと申すまでの事にして何も大なる相違ヲなりうしものと合點して可ならん然るに今又使官倍の政府は北海道の三縣及び北海道事業管理局ヲ廢し全道に通して拓地殖民の實業ヲ挙ゆしむる為ヲ其ヲ縣と同ヒの代りに新に北海道廳あるものヲ設け全道の施政及び殖産監督兵備警護の事務ヲ一手に統理せしめ其本廳ヲ札幌に其支廳を函館根室の兩所に置て管理せらしむる事としたり是れより以後北海道に事業上に新機の進歩を見るべしやは固よりこれヲ今日ヨ知ること得ずといへども今回の改革は先づ開拓使の再置の端緒なりと必得て左ヨで無定を試さりたるものとはあらざるべきか

抑も今北海道の新設に際して一事當局者の注意ヲ惹起するものあり曰く北海道廳が北海道に割るの所置ヲ見る所ヲ以て本邦人民の移住ヲ奨勧ヲ北海道の外に北海道の第一義と稱せらるゝ農業の如ヒは却て忘れ去られ為ヲ遺憾あきに堪ゆるの形跡あきに堪ゆるの形跡あきに堪ゆるの形跡ヲ我輩の疑ヲ惹ムの所なり北海道には耳田と爲すべき荒野もあらん伐採すべき材木もあらん採掘すべき鑛物もあらん故に必ずしも海岸ヲ在りて魚業の利ヲ通ムを要せず廣き内部ヲ進入ヲて永遠の大利ヲ興すの工風を爲すべしとの說もあらんかヲ之ども此等漁業外の事業に從事するにい仕組の大なるヲ要し資金の大ゐるを要ヲ又眼前ヲ漁毛に降易せざる事を要するものにヲて小資本家れ容易ヲ企て及ぶざる事柄なり漁業はこれに反し必ずしも資金の大なるヲ要せず其資金の運轉甚ヲ速ヲにして利潤甚ヲ厚く其市場の如きも近ヲは日本國内遠きも隣國支那の諸港に過ぎずヲて又其費用も狹小のものにあらず土地不案内ヲ異郷人が飄然として此所ヲ來り少しれ資本ヲ以て次第に富ヲ作ゐるの道ヲ求めんとするゐは先づ漁業に從事するより外ゐ國の好方便ゐるべからず北海道ヲ開く何ヲ必ずしも農業に限らん漁業ゐり農業ゐり最も多く最も速かに富ヲ作り最も多く最も速かに移住人ヲ誘致せられ方法ヲ擇ぶヲそ智者の事ゐれ得る所の利益の多少遲速ヲ問はず徒らに其利益ヲ得るの方法に對ヲて彼是厚薄の情を挾むが如きは最も計の得たるものに非ずヲ云いざるヲ得ず從來北海道の漁業者が最も困難ヲ感ずるものは彼の有名なる物産税幷に出港税なり物産税い其税率場所柄ヲ品柄ヲ区別ヲせざる法なり出港税は北海道の海産物ヲ他割ヲ從價四分ヲ之の海産税ヲ拂ひたる上に又ゐれを拂ふ為に必要なる種々手數ヲ爲ヲ利益の十分ならざるを感ずる折柄近年全國の不景氣に際して海産物の需用も從前に比すれば幾分の生氣ヲ生ひ躍騰逐巡の色なきヲ為らず唯此上ヲ此人々も斷然北海道を去るか又い利益の少ゐき農業に轉ヲて倘ヲ此地に留まるヲ二つヲ一つと擇ぶヲとゐらんか今や日本全國到る處不景氣の風の吹かざるゐけきば仮令漁業者が北海道を去りて内地に來らんヲとそるも内地亦奇利の拾ふべ兄ものゐらざれば農業ヲ轉ぜるヲとゐ矢張り北海道に留まる方ヲ利とすることならんヲとの說もあれども勢ヲ必ずしも然るヲ難し難きものゐり今の時勢は昔日ゐ異ゐり昔日鎖國の時節なるば兎も角も廣く知識ヲ世界に求むるの今日ゐ當りて富も亦廣くこれヲ世界ヲ求むべきは自然れ道理にしてゐれヲ防ぐの工風ゐるべからず目下日本の實業家勞働者は其見聞狹ヲ甚ヲ廣からず其志望狹ヲ甚ヲ大ゐらざるがもゐに富ヲ求め家ヲ求むるヲ北海道の外に其地なしヲ妄信し幸に今尚ほ北海道の移住ヲ喜ぶ者も少ゐからずといへども一旦其見聞志望ヲ廣大に志天下未開の土地い北海道に限らず例へば對岸の北亞米利加地方の如き心身堅固の者の富を求め家を求むるに便に利ヲ得ゐ又倫途大望の損ゐる故ヲ無くも失敗ゐれ方の牛乳配達ヲ爲ヲ牛乳ヲ搾ぶ者の如きは之ヲ所をいゐ都ヲ

明治十八年一月廿日　（己丑）
舊乙酉十二月廿四日　（己丑）
（西暦一千八百八十六年）

くゐる者なきに至るべきやも知るべからず決ヲて独斷ヲ敢てゐらざるなり故ゐ我輩は序ゐがら當局者ゐ希望す北海道の漁業者を失望せしめずして速かに北海道殖民れ業と成すの工風を運らさんことを

官報

○布達甲第五號
明治十八年（十一月）甲第十七號牛乳營業取締規則布達
面二月一日トアルヲ五月一日ト改ム
右布達ス
明治十九年一月二十八日　警視總監三島通庸

○辭令

大藏權少書記官　山本豐躬
大藏省會計主務被仰付（一月二十七日内閣）
東照宮宮司　伯爵柳澤保申
東京大學教授　北尾次郎
農商務省御用掛兼勤被免（同）
東京職工學校教諭　平賀義美
同（同）　同　同　中村公知
札幌始審裁判所長被免（一月二十三日同）　同　同　藤井正志
札幌始審裁判所長被仰付（同）　同　同　小野保
根室始審裁判所長被免（同）　同　同　芳介
根室始審裁判所長被仰付（同）　同　同　三浦義彰
函館控訴裁判所檢事長ヲ命ス（一月二十三日司法省）　大審院檢事　春木
大審院詰ヲ命ス（同）　函館控訴同　中村修
函館控訴裁判所詰ヲ命ス（同）　札幌始審判事　中村公知
函館控訴裁判所詰ヲ命ス（同）　函館控訴同　鷹松重明
岐阜始審裁判所詰ヲ命ス（同）　根室始審同　小野保
宮城控訴裁判所詰ヲ命ス（同）
大藏權少書記官農商務省御用掛兼勤　中澤敬藏
（各通）東京大學御用掛農商務省御用掛兼勤　小藤文次郎
非職文部省御用掛農商務省御用掛兼勤出岡次郎
農商務省御用掛兼勤被差免（一月二十七日農商務省）
非職農商務省御用掛　貴島磯麿
依願農商務省御用掛被差免（同）

○藥取締　鹿兒島縣に於て賣藥行商人無印紙の藥品ヲ以て預け賣又は入ゐ藥と唱へ印紙貼用のものに比し幾分の廉價ヲ以て販賣ヲる者ゐるヲ以て右は固より犯則品ヲ付き無印紙の賣藥ヲ購求又は預り置くヲを評さも且目今無印紙藥品ヲ購求又は預り居る者は戸長にて取調ヲ其の年月及製造人の姓名等屆出ヲへき旨縣廳より昨年十二月管下へ達告せり（鹿兒島報告）
（以上三件本年一月廿八日報）

○有栖川故一品宮御送葬次第　有栖川故一品宮御送葬次第左の通定められたり
一月廿九日午前十一時
○故一品大勳位幟仁親王御棺前祭式
午前十時御殿ヲ装飾ヲ、次諸員著床、次齋主二拜短手、次幣帛ヲ奉る副齋主奉仕、次神饌ヲ供す副齋主之ヲ供し祭官傳進す（此間奏樂）、次齋主祝詞ヲ申す二拜短手（此間著床の諸員起つ）、次御代拜御玉串ヲ捧ぐ、次皇太后宮御代拜同上、次皇后宮御代拜同上（御代拜の間諸員起床）、次喪主以下拜禮玉串ヲ捧ぐ、次齋主同上副齋主始祭官齋主の後に從ひて二拜短手、次神ヲ饌撤ス（此間奏樂）次齋主二拜短手、次御棺ヲ御輦に納む、次各退下
午後一時出棺（此間樂人道樂ヲ奏ヲ）、豊島岡表門外ゐ至り諸員車馬ヲ下る、次先著諸員表門外ヲ奉迎、次錦旗ヲ輦門内に入れ立ち止る、次皇神及紅白旗ヲ玉垣門外の左右に樹つ、次神饌櫃ヲ御膳台ヲ舁入る、次樂人道樂ヲ奏しなから左の幄舍の前に進み立つ、次齋主以下前列の諸員右の幄舍の前に進ヲ立つ、●次根芝柳ヲ壇の左右に樹つ、次榊ヲ紅白旗の前頭に樹つ、次御棺ヲ輦門内ゐ停ヲ立つ、次喪主以下諸列諸員左れ幄舍の前に進ヲ立つ、次奉安送諸員右の幄舍の前に進ヲ立つ、次御棺ヲ壇前ゐ奉安ヲ錦旗ヲ進めて御棺ヲ後に樹て御鋪御筵ヲ御棺の側ヲ置く、次榊花ヲ榊の前頭ヲ樹つ（此時樂人道樂ヲ止む）、次諸員著床す、次齋員著床、次齋主二拜短手、次幣帛ヲ奉る副齋主奉仕、次神饌ヲ供す副齋主之ヲ供し祭官傳進す（此間奏樂）、次齋主祝詞ヲ申す二拜短手、次齋主以下拜禮玉串ヲ捧ぐ、次齋主同上副齋主始祭官齋主の後に從ひて二拜短手、次神ヲ饌撤ス（此時樂人道樂）、次齋主二拜短手、次皇后宮御代拜同上、次皇太后宮御代拜同上、次諸員著床、次齋主二拜短手、次幣帛ヲ奉る副齋主奉仕、次神饌ヲ供す副齋主之ヲ供し祭官傳進す（此間奏樂）、次齋主祝詞ヲ申す二拜短手、次齋主以下拜禮玉串ヲ捧ぐ、次齋主同上副齋主始祭官齋主の後に從ひて二拜短手、次神ヲ饌撤ス（此時樂人道樂）、次齋主二拜短手、次御棺ヲ輦門内ゐ停ヲ立つ